

一宮市自転車等の放置の防止に関する条例（平成6年一宮市条例第34号）第13条第1項の規定により、自転車等を保管したので、同条第2項前段の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月22日

一宮市長 中野正康

1 保管した自転車等及び撤去した場所

防犯登録 : 23-ワ-53727 車体番号 :

撤去場所 : 堀田公園

2 撤去した日時

日付 : 2025年5月19日

時間 : 午前8時半から午後5時15分までの間

3 保管する期限

告示の日から起算して六月を経過するまで

4 保管及び返還を行う場所

保管・返還場所 : 一宮市神戸町8番2 濃尾跨線橋下

(連絡先〔公園緑地課〕 : 0586-28-8634)

5 返還のための手続を受け付ける時間

午前9時から午後4時30分まで

6 その他

3の保管する期限前であっても、自転車等の保管に不相当な費用を要する場合は、一宮市自転車等の放置の防止に関する条例第14条第1項及び一宮市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則第11条の規定により、2ヶ月の経過後、当該自転車等を売却したり、廃棄処分したりすることがありますので、ご注意下さい。